

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

今後、開発や運営に関わる直接の取引先（設計事務所・ゼネコン・施工管理会社等）と連携し、さらにその先の資材供給業者や施工下請事業者にも働きかける形で、地域密着型の連携体制や事業継続性のあるサプライチェーンの構築を支援していく。

特に当社が運営する無人型アパートメントホテルは、災害時における一時的な避難・生活拠点としての活用も可能であるため、今後は取引先企業の従業員やその家族も含め、地域社会における BCP の一環として利活用できる体制整備を進めていく予定である。

今後、当社の無人運営システムや清掃 DX の導入に関する知見を、直接取引する清掃・保守関連企業に共有し、それらの企業からさらに現場の実務を担う個人事業主・小規模事業者へと IT 活用のノウハウが広がるよう支援していく。取引先と連携し、共通の運用フォーマットやアプリケーションの標準化を図ることで、全体の業務効率化を目指す。

#### b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

今後、当社の無人運営システムや清掃 DX の導入に関する知見を、直接取引する清掃・保守関連企業に共有し、それらの企業からさらに現場の実務を担う個人事業主・小規模事業者へと IT 活用のノウハウが広がるよう支援していく。取引先と連携し、共通の運用フォーマットやアプリケーションの標準化を図ることで、全体の業務効率化を目指す

#### c. 専門人材マッチング

#### d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

直接の建築・施工パートナー企業と連携し、今後は建材選定・施工手法の段階で、省エネ・再生素材の活用や廃棄物削減に向けた設計・調達支援を行う。その過程で、これらのパートナー企業が更に取引する素材ベンダー・下請け事業者等にも、環境配慮型調達・施工の考え方が浸透するよう、取引先を通じた働きかけを展開する予定。

#### e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

なお、当社では下請取引に限らず、取引上の立場に優劣が生じやすい企業間取引においても、取引の適正化に配慮し、公正かつ透明性の高い取引慣行の実現に努めていく。こうした姿勢を通じて、取引先との信頼関係構築およびサプライチェーン全体での共存共栄を目指す。

## ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

なお、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、当社は下請事業者における人件費・労務費の上昇についても真摯に協議し、必要に応じて価格に適切に反映できるよう努める。パートナー企業との持続的な関係性の構築に向け、今後も対話と協調を重視した価格交渉を実施していく。

## ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

現在、取引先との間で情報共有や開発進捗のレビュー機会を定期的に設け、相互理解と信頼関係の醸成を図る取り組みを進めている。また、今後の事業拡張に伴い、取引条件の透明性向上や業務プロセスの効率化を目指し、電子契約の導入・運用体制の整備を段階的に進めていく予定である。加えて、将来的にはインボイス制度への完全対応や支払条件の見直しなど、より公正な取引慣行の構築にも取り組んでいく。

2025年6月5日

カソク株式会社

代表取締役・新井 恵介

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。